

第2回平取町議会定例会 (開 会 午前 9時30分)

議長 只今より、平成24年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は、11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、8番櫻井議員と9番松原議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、2月29日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。山田議員。

3番
山田議員 本日招集されました第2回町議会定例会の議会運営等につきましては、2月29日に開催されました議会運営委員会において協議し、会期につきましては、本日3月5日から3月16日までの12日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長 お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月5日から3月16日までの12日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月5日から3月16日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成23年12月と平成24年1月分の出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情の一覧をお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告します。以上で、諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1点目、再任用職員の不祥事について、川上町長。

町長 それでは、1番目の再任用職員の不祥事についてご報告を申し上げたいと思います。この度の再任用職員の不祥事によりまして、町民の皆様、並びに町議会議員の皆さんに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことについて、心からおわびを申し上げたいと思います。本事件については既に、広報びらとり、及び新聞テレビ等で報道されておりますが、保健福祉課に勤務していた前再任用職員が、税務課長兼会計管理者の職にあった、平成17年1月から平成23年3月までの6年余りにわたり、徴収した町民税及び住宅料など、約650万

円を着服したものであります。このようなことに対しまして、不正を行った再任用職員に対し、2月2日付けで懲戒免職を行いました。横領金につきましては、2月2日に全額弁済されておりますが、管理職にあるものが公金を横領した今回の事件は、町の行政全般に対する信頼を著しく失墜したこと、紛れもない事実であります。失った信頼を回復するためには、私以下、全職員が職務遂行に全力を傾注してまいりたいと存じます。それとともに、二度とこのような事態を引き起こさないように、全庁一丸となって公金の収納事務の適正な取り扱いを徹底してまいる所存でございます。なお、今回の再任用職員の公金横領に係る刑事事件についての対応につきましては、北海道町村会の顧問弁護士にも状況を説明しながら、今後の対応について教示願っていたところであります。信頼していた職員だけに非常に無念ではございますけれども、十分、熟慮を重ねた結果、刑事事件として届け出ること、手続を進めているところでございますので、ご報告を申し上げたいと思います。また、この度の不祥事に関連して、衛生施設組合の公金処理についても、再点検をしたところ、ごみ処理料の着服が判明し度重なる不祥事が起こり大変申しわけなく思っているところでございます。なお、私どもの監督不行き届きの観点から、本町議会定例会において、給与の減額処分条例案をご提案するところでございます。この度の不祥事につきましては、心からおわびを申し上げまして、行政報告といたします。大変申し訳なく思います。

議長

2点目、要望経過報告について。川上町長。

町長

続きまして、2の要望経過報告をいたします。要望項目、沙流川総合開発事業における平取ダムの早期完成についてでございます。要望先は、道内の選出国會議員、国土交通大臣ほか政務三役、国土交通省水管理国土保全局長並びに北海道局長ほかでございます。要望月日は、2月1日。要望者は、平取町長、町議会議長、副議長並びに日高町長、日高町議会議長の2町で連携して要望してございます。ご承知のとおり現在沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場並びに今後の治水対策のあり方に関する有識者会議で、平取ダムの検証が進められておりますが、これまでの検証の中でも、平取ダムの計画につきましては、必要な民有地及び家屋の移転が既に完了していること、また、ダム以外の代替案と比較しても、安全度、コスト、実現性などの面からもダム建設が最善の策であることが明らかになってきているところでございます。沙流川総合開発事業は、町民の安全で安心して生活できるまちづくりには、重要な懸案事業でございますので、平取ダムの本体工事の早期着工に向けて、機を逸することなく、地域の声を届けるために、両町で強力に要請したものでございます。以上で、要望経過報告を終わります。

議長

3点目、平取町教育推進計画について、生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、行政報告3点目の平取町教育推進計画についてご報告申し上げます。この教育推進計画については、教育基本法第17条に基づき、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものであります。その趣旨のもとにこれまで平成19年度から平成23年度までの期間における、平取町教育推進計画が策定される中で、さまざまな教育課題に対応してきたところでありますが、現在の計画書の期間が満了することに伴い、改めて町づくりの指針となるべく平取町総合計画の後期5か年計画との整合性を保ちながら、平取町教育推進計画を策定し、学校教育、社会教育を始めとする生涯学習並びに文化財保護など、教育全般の振興に努めていくものとするものであります。本計画書の策定に当たりましては、教育委員会が教育推進計画策定委員会へ諮問を行い、その策定委員会からの答申を持って、本年2月28日開催の教育委員会において、最終的に決定した内容となっているところであります。教育委員会から教育推進計画策定委員会への諮問、そして策定委員会の審議状況等については、本計画書56ページ以降において、その内容等について記載させて頂いておりますが、昨年9月の第1回の策定委員会から本年2月までの委員会において、鋭意検討、協議をいただき、計画における答申を願ったところであります。教育委員会といたしましては、本答申に基づき、パブリックコメントの応募、町議会総務文教常任委員会への報告、協議を行い、前段申し上げましたとおり、2月28日開催の教育委員会において、計画策定といたしたところであります。それでは、教育推進計画の概要等についてご説明申し上げたいと思います。時間の関係上、簡潔な説明になることについて、お許し願いたいと存じます。先ず、表紙の次の目次をご覧ください。推進計画の構成となりますが、全体で5章からなる組み立てとしております。第1章においては、総論といたしまして、1の計画策定の趣旨から、5の計画の点検評価について記述としております。第2章は、平取町の教育のあるべき姿といたしまして、1の平取町の概要として、町の特性、人口と世帯の推移、児童生徒数の推移、そして教育施設の概要について、グラフ等を用いながらの記載としております。さらに、2として教育をめぐる動向といたしまして、国の教育改革、道の教育推進計画のそれぞれの概要について、3におきましては、教育推進の基本理念と推進目標、そして基本理念、推進目標に基づく基本方向について体系図等をもって記述としております。以下、第3章から第5章については、学校教育分野、社会教育、社会体育、図書館を含めての生涯学習分野、そして文化財分野、各々における現状と課題をはじめとして、基本方向における主な施策等について記述といたしてしております。それでは、続いて第1章の総論から順次説明とさせていただきます。1ページをご覧くださいと思います。1の計画策定の趣旨であります。冒頭申し上げましたとおり、教育基本法に基づく策定となりますが、平取町総合計画と整合性を維持する上での計画策定とするものであります。2の計画の位置付であります。只今申し上げましたとおり、総

合計画、そして国及び道の方針等に沿う中での計画の実現を図るものとしております。2ページをご覧ください。3の計画の期間であります、現在の第5次総合計画の期間満了となります、平成27年度までの4年間とするものであります。次に4の計画の策定体制であります、先に申し上げましたとおり、本計画策定に当たりましては、教育委員会の諮問に応じ、教育推進計画策定委員会を設置し、審議いただいたところであり、策定委員会の構成としては、本計画書案の本計画書の最後に資料として記載しておりますが、校長会代表、教頭会代表、生涯学習委員会委員関係者、PTA連合会代表、そして一般公募者の総数9名で構成されたところであり、さらには、策定委員会への上申を行うための下部組織として、役場庁内における課長職を中心とした策定会議を設置し、検討するとともに、教育委員会職員で構成する策定事務局を設け、協議を行ってきたところであり、次に、5の計画の点検評価となります、この推進計画の実現に当たっては、PDCAサイクルの手法に基づき、毎年度実施状況、課題等に係る点検評価を行う中で、次年度以降の施策の展開に反映させていくものとしたします。それでは、続いて第2章の説明といたしますが、本章におきましては、人口世帯の推移、児童生徒数の推移及び教育施設の概要、並びに国の教育改革の動向と、さらには、基本理念及び推進目標等について、体系図を含めて記載した内容となっているところであり、3ページから6ページにつきましては、人口等の推移と教育施設の概要等を記載いたしております。7ページから11ページにつきましては、国の教育改革の動向と道の教育推進計画の概要について、それぞれ記述といたしております。詳細説明につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。12ページをご覧ください。教育推進の基本理念及び推進目標といたしております。先ず、基本理念であります、この教育推進計画は、町施策の大きな指針とすべく、第5次平取町総合計画の教育文化分野での基本テーマであります、他人や自然を思いやる心とふるさとの歴史や文化を愛する心をはぐくむ教育を維持することで、平取町の歴史風土や文化を愛し、豊かな心の育成を図る生涯学習社会の実現を目指してといたしております。ふるさとへの愛着心と他人への思いやり、我が町平取町の歴史文化を愛する心を育てるとともに、生涯各期に健康で明るく生きがいとゆとりを持って充実した人生を送るために、生涯を通じて学ぶことが重要であるものとしたしまして、また、ひいてはこの学んだことが必ず町づくりに活かされるという考え方に立って、教育推進計画の基本理念といたしまして生涯学習社会の実現を掲げたところであり、続いて、13ページの推進目標であります、推進目標といたしましては、3点掲げております。只今、ご説明いたしました基本理念との整合性を十分に図りながら、目標とすべき柱を3本としているところであり、先ず、1点目、ゆとりと潤いの中で自ら考え自ら学ぶことのできる学習社会の推進であります。町民一人ひとりが、充実した人生を送るためには、各人が自発的意思に基づいて、生涯にわたって学習できる社会の形成にあるものとしたしまして、学校や社会の中

で組織的に行われる学習活動だけではなく、ボランティア、趣味、文化活動など、生活のあらゆる分野において実践すべきものとしたしまして、1点目の推進目標としたしまして、前期計画での目標を継承しているものとなっております。続いて、2点目の社会の変化に柔軟に対応できる力を育む教育の推進であります。この目標につきましても前期計画での目標を継承していく内容としておりますが、時代の変化と人の成長過程において、家庭・地域における教育の役割は非常に重要であることは言うまでもなく、家族の愛情に包まれて育ち、地域で多くの人との関りや活動などを経験することで、家族や友人、周りの人への愛情や感謝の気持ち、郷土への理解や愛着が生まれ、健やかで豊かな人間性が身につくものと考えます。そのためには、地域コミュニティを醸成する町民活動の支援など、社会の変化にたくましくしなやかに対応できる資質や能力を身につけた、いわゆる「人財」を育てていかなければならないものとしております。ここでの人財につきましても、財産であるとの考え方においてあえてこの財としたしております。続いて、3点目のふるさと意識の醸成と地域文化の保存・伝承の推進であります。文化は、心の醸成に大きな影響を及ぼすとともに、地域やそこに住む人々に固有の価値観や共通の拠り所となる特有の風土を創造するものであります。とりわけ、平取町の将来を担う子どもたちの豊かな心をはぐくむ環境を醸成することが重要であり、優れた芸術や伝統文化に触れる機会を拡充して、積極的に参加・体験できる場の充実を図ることが大切であるとの考え方に立っております。特に平取町には沙流川等豊かな自然環境により育まれたアイヌ文化があります。このアイヌ文化を未来永劫大切に継承していくことが極めて重要としたしまして、推進計画の大きな柱の一つとしております。以上のとおり、推進目標とする3項目についての説明とさせていただきます。14ページについては、施策の体系図となっておりますが、只今、ご説明いたしました基本理念及び推進目標を計画の柱としながら、教育のあるべき姿の基本方向について、その項目を学校教育はじめ、分野ごとに掲げているところであります。左側においては、学校教育分野として、1の生きる力を育む学校教育の推進から大きく4項目を上げております。中ほどの社会教育、社会体育、図書館の分野においては、1の多様な学習を習得するうえでの学習機会の充実をはじめ、大きく5項目を上げております。右側においては、文化財保護分野としたしまして、大きく4項目を上げております。次に、第3章以下においては、各分野における基本方向としての具体的な施策内容について、現状分析と課題等を精査する中で、それぞれ上げているところであります。第3章から第5章までにおけるそれぞれの内容については、概略説明とさせていただきます。まず、第3章においては、学校教育分野としての基本方向となりますが、1つとして、生きる力を育む学校教育の推進、2点目に地域に信頼される学校運営の推進、3点目に学校教育環境の充実、そして4点目に地域とともに歩む高校教育の支援としております。それぞれの方向となる項目において、現状と課題そして、主な施策としてあげ、施策の内容の説明と

しては、その概要を記述しながら、さらに用語解説を加えた内容としているところがございます。15ページから31ページにおいて学校教育の基本方向となりますが、学校教育の充実を図るためには、学校が子どもたちのみならず、保護者や教職員にとっても、魅力ある学校、特色ある学校であることが求められていると考えます。魅力ある特色ある学校づくりを実現していく中で、平取町の子どもたちが豊かな人間性、確かな学力や健康体力を備え、たくましく生きていくための総合的な力である生きる力を発達期に応じた身につけていくことが今後において課題の一つになるものとしております。そのために一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進するとともに、いじめや不登校などの未然防止と早期解決に向けた取り組みを進めていくことといたします。また、子どもたちに直接関り、学校教育を担う教職員の能力の発揮や資質の向上のために、実践的な研修の実施や校内指導体制の構築に努めていくものとしております。さらに、教育環境においては、地域にある施設などの有効活用や相互利用の考え方を取り入れ、地域特性を活かした学校教育環境の整備、充実を図っていくことといたします。これらの環境の中で、地域の人材を教育活動に関する取り組みを進めるとともに、地域に開かれ、地域に根差し、地域に育てられる学校を目指すものとして、学校運営への地域住民の参加を進め、特色ある学校づくりを推進していくものとするものであります。中でも特徴的な取り組みといたしましては、一つとして、ふるさと教育の充実にあります。23ページとなりますが、生きる力を育む学校教育の推進における1項目として、ふるさと教育の充実であります。郷土を学ぶ教育活動の充実といたしまして、地域の豊かな自然や伝統・歴史・文化等を積極的に取り入れた、教育活動を推進するものとなりますが、主な内容といたしましては、ふるさとの優れた芸術、伝統文化に触れる機会をより拡充させるものとして、特にアイヌ文化に関し、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会からの報告等に基づく中で、二風谷アイヌ文化博物館事業の活用、アイヌの歴史・文化副読本の活用等を図っていくものとしております。それでは、続いて第4章の社会教育、社会体育、図書分野に係る基本方向についてご説明申し上げますので、32ページ以降をご覧くださいと思います。社会教育等の分野として、とりわけ生涯学習の基本方向となっておりませんが、その柱は大きく5項目といたしております。社会の変化において、価値感の多様化などで、心の豊かさ、生活の潤いを求める上で、趣味や文化、スポーツ、ボランティアなど、さまざまな活動を通して生きがいを高める学習への関心が非常に高まってきていることにおいて、その町民ニーズに的確に対応すべく、社会教育をはじめとする社会体育、図書館事業を積極的に展開していく推進計画といたしております。特に社会教育においては、町づくりは人づくりであることを改めて認識する上で、若者から高齢者までにおける各界各層のリーダーを養成するための学習機会の提供を図っていく計画といたしております。主な施策等についての説明は省略とさせていただきます。続いて、第5章文化財保護分野に係ります基本方向と

なりますが、45ページ以降においてその方向となる大きな項目を4項目とする中で主な施策等を記述といたしております。文化は心の醸成に影響を与えることの基本的な考え方に立つ中で、より町民への保護、活用についての理解を求めていくということといたしまして、特に重要文化的景観の保全普及啓発を推進するものとしております。以上のおり大変雑駁でありますけれども、平成24年度から27年度までの期間における教育推進計画の概要説明とさせていただきたいと存じます。計画の確実な遂行に向けて、毎年の点検評価を怠ることなく取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会そして町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平取町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号平取町長等の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本条例の提案理由でございますが、この度の再任用職員の公金横領における監督責任として、本条例を提案するものでございます。次のページをお開き願いたいと思います。平取町長等の給与の特例に関する条例、町長及び副町長の給料月額、平取町長等の給与に関する条例、第3条の規定にかかわらず、同条に定める町長の給料月額に100分の90、副町長の給料月額に100分の90を乗じて得た額とする。附則、この条例は、平成24年4月1日から施行し、平成24年5月31日限りにその効力を失うものとするものであります。以上、平取町長等の給料の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町長等の給料の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町国民健康保険病院事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは、3ページの議案第2号平取町国民健康保険病院事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

4ページをお開き下さい。この条例につきましても、地方公営企業法第32条の一部改正により、法定積立金の減債積立金、利益積立金の積立義務が廃止され、そのことによりまして各自治体の条例等により利益及び資本剰余金の処分等が可能となるため、新たに条例を制定し対応するものでございます。地方公営企業法の改正は、平成23年4月28日成立、平成23年5月2日に公布され、施行日が平成24年4月1日となっております。今回の提出の条例案につきましても、地方公営企業法第32条第2項及び地方公営企業法施行例、第24条第1項の規定に基づき、平取町国民健康保険病院事業における利益及び資本剰余金の処分等に係る条例を定めるものでございます。施行日は、平成24年4月1日となり、平成23年度決算による利益処分や資本剰余金の処分は、改正法が適用されるため、条例を制定し、決算処理を行わなければならないこととなります。それでは、条例の詳細についてご説明いたします。まず、第1条は只今、ご説明申し上げた趣旨となります。第2条は、利益処分の方法及び積立金の取り崩しに関する方法を規定しております。公営企業の資本制度が見直されたため、利益処分に伴う減債基金の積み立て義務及び利益積立金の積立義務が廃止され、この第2条により利益処分の方法、積立金の使用を規定するものでございます。第3条は、資本剰余金の処分の方法を規定しております。資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができないとする規定が廃止され、条例または議会の議決により処分することができることとなったため、第3条により処分を行うものでございます。また、第2項は旧法により資本剰余金を処理していましたが、みなし償却に係る資産の処分等により生じた損失の直接補てんの規定が廃止されたため、引き続き直接補てんを行うため、各団体でこの条項を規定するものでございます。それで以前、病院の決算上4億円ほど欠損金の処理を行いましたけれども、みなし償却分として償却していない部分がありますので、国、道の補助金については、この取り崩しができないということでご答弁をさせていただいております。今後につきましても、みなし償却分が廃棄した時に、それに相当する国、道の補助金につきましては、この廃棄分に充当することになりますので、剰余金の処分等については、できないことと、以前と方法については変わっておりません。次に、第4条は欠損処理に関する事項を規定しています。地方公営企業法、同施行令で規定されていた利益積立金、任意積立金及び資本剰余金を用いて欠損の処理を行う際の順位を定めた規定が廃止されたため、この第4条で欠損の処理の順位を規定するものでございます。以上、地方公営企業法等の改正に伴う条例の提案理由をご説明いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町国民健康保険病院事業の利益及び資本剰余金処分等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第3号、平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」の設置条例について、ご説明申し上げます。5ページをご覧くださいと存じます。本条例の提案の経緯といたしましては、ご存じのとおり、豊糠地区の地域振興策の一つといたしまして、旧豊糠小中学校校舎を活用いたしまして、平成22年度から試験的に、宿泊施設としての運営を始めてございましたけれども、本年度、施設の整備を完了いたしまして、24年度から本格的な運用が可能となったことから、当該施設についての設置条例を整備するものでございます。内容についてご説明いたしますので、次のページをお開きいただきたいと思います。第1条、目的でございますが、平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」の設置目的をうたっております。町民等に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供するということとしてございます。第2条は、名称及び位置でございますが、名称は、平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」といたしまして、位置は、平取町字豊糠24番地3となっております。第3条は、指定管理者の指定でございますが、町長は当該宿泊施設の管理運営に関する業務を条例により、指定された指定管理者に行わせるものとしてございます。具体的な業務といたしましては、宿泊施設の利用許可、利用料金の徴収、施設の維持及び管理に関すること及び町長が必要と認める業務としてございます。第4条は利用許可で、宿泊施設を利用するものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないと規定してございます。第5条は、利用の制限についてですけれども、1項では、指定管理者は宿泊施設の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができるとしてございまして、2項で許可しない場合の当該要件を規定してございます。先ず、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるもの。次に、建物、付属設備、備付けの備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるもの。次に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力団の利益になると認められるもの。次に、センター施設の管理運営上適当と認められないものとしてございます。第6条は、許可の取り消し等の規定で、

次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができるとしてご置います。1、利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。2、利用者が利用許可の条件に違反したとき。3、前条第2項各号に該当すると認めたとき。4、公益上の理由又は施設の管理上若しくは運営上やむを得ない理由が発生した時となつてご置います。第7条でご置いますが、利用料金でご置います。1項、2項では利用の支払いと原則前払いを規定してご置います。3項では、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める別表第1、これは次のページになりますけれども、利用料金の範囲を規定しまして、4項で料金は指定管理者の収入にするとしてご置います。第8条は、利用料金の減免でご置いますが、指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従いまして、利用料金を減額し、又は免除することができるとしてご置います。第9条は、利用料金の返還についてでご置いますが、既に支払われた利用料金は返還しないというのが原則ですけれども、利用者の責めに属することができない事由によって、利用の許可を取り消したときは、指定管理者は、その全部または一部を返還することができるとしてご置います。第10条は、原状回復または損害賠償の規定です。利用者は、その責に帰すべき事由によりまして、建物、付属設備、備付けの備品等をき損し、又は滅失したときは、すみやかに原状回復し、又はその損害を賠償しなければならないとしてご置います。第11条は、委任でご置いまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてご置います。この条例は、平成24年4月1日から施行するとしてご置います。先ほど料金でご置いますが、別表1で1泊1人当たり3千円以下と、食事別でご置いますが、そういうふうに規定してご置います。その他の部屋につきましては、1室1時間当たり1千円以下の金額としてご置いまして、既に22年度から宿泊者を受け入れているという実態の数字といたしましては、素泊まりで2,700円で料金を徴収しているというような実態がご置います。以上、平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」設置条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑はご置いませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従つて、日程第7、議案第3号平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」設置条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第 8、議案第 4 号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは、9 ページをお開き願います。議案第 4 号平取町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。次のページをご覧くださいと思います。平取町税条例の一部を次のように改正しようとするものですが、本改正条例案の次に、新旧対照表を添付しておりまして、その後の 14 ページに説明資料添付しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。初めに、提案理由ですが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律並びに地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の整備を行うため、次のとおり平取町税条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容であります。1 番目に、町たばこ税に関する事項についてであります。(1) としまして、道府県たばこ税の一部を平成 25 年 4 月 1 日から市町村たばこ税に移譲し、旧 3 級品以外 1,000 本につき現行 4,618 円を 5,262 円、644 円増に引き上げること。これは、第 95 条関係であります。(2) ですが、同様に旧 3 級品 1,000 本につき現行 2,190 円を 2,495 円、305 円増に引き上げること。これにつきましては、附則第 16 条の 2 第 9 項関係であります。次に、2 番目の町民税に関する事項についてであります。(1) としまして、退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止することとし、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われるべき退職手当から適用することとしております。これは、附則第 9 条削除の関係であります。(2) としまして、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、平成 23 年度から平成 27 年度までの間に実施する施策のうち全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について引き上げを行うこととし、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、個人町民税の均等割の税率を現行の 3,000 円から 500 円引き上げて 3,500 円にしようとするものでございます。これは、附則の第 25 条関係であります。次に (3) 番目ですけれども、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関し、被災地域に係る課税の特例措置の延長等及び被災地の復興を支援する特例措置並びに被災者の居住の安定確保を支援する措置等を講ずること。これは、附則第 22 条関係であります。3 番目としまして、その他、条項・条文の整理を行うものであります。4 番目、施行日としまして、公布の日から施行しますが、ただし、附則第 9 条の削除規定は平成 25 年 1 月 1 日から、第 95 条及び附則第 16 条の 2 第 1 項の改正規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。以上、議案第 4 号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。松澤議員。

6番
松澤議員 6番松澤です。個人町民税の均等割の税率を3,000が3,500円ということなので500円引き上げることなのですが、現在の平取町の500円加算によっていくらかの増税となるのか、大体の金額でよろしいので教えてください。

議長 税務課長。

税務課長 現在の推計で申しますと、120万程度かなということでございます。

議長 他、ございますか。なければ、質疑を終了します。
次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。
(討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。
日程第9、議案第5号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長 15ページをお開き願いたいと思います。議案第5号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本条例は国の地方分権改革推進計画を踏まえまして、関係法律の整備を行うこととしてございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための、関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務づけ、枠づけを見直すため、国の関係法令41法律及び関係の政令等が改正されているといった状況でございます。言い換えれば、地方自治体の条例は国の法令に依存することなく、その地域の特性等を判断し、独自に規定できる範囲を拡大しようとするものでございます。その中で、公営住宅の収入基準等の各地方自治体での条例委任を図るため、公営住宅法の改正が行われ、平成24年4月1日に施行されることとなっております。
それに伴いまして、入居者の収入基準等について、条例の改正が必要となったことから、改正案を提出するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表によりまして、説明いたしますので、18ページをご覧くださいと存じます。第5条の入居者の資格に関する規定でございますが、現行条文、右側でございますが、第5条の下線部、令第6条1項で定める者の表記を削除

いたしまして、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者を具体的に条例で定めてございます。それが改正案の第5条第2項1号の下線部、下の方でございますが、これは65歳以上の者から次のページの8号で、配偶者からの暴力の防止及び、被害者の保護に関する法律に規定する暴力を受けている配偶者及び家族、さらに同条3項では、それらに該当するかどうかの判断、調査をさせることができるとしてございます。これを政令ではなく具体的に条例でうたったというような形になってございます。次に、入居者の収入に関する規定の改正でございます。条文の説明の前に、入居者資格の基準となる収入の算出につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと存じます。只今の基準の算定では所得、これは入居しようとする全員の所得の合計でございますが、これから世帯主を除いた家族数に38万円を掛けまして、それを差し引き12で割った数字が入居判定収入となってございます。例えば、所得250万円で3人家族ということであれば、250万から世帯主を引く2人分の控除額76万円を差し引いた額、これを12で割りますと、14万5000円となります。これが基準額ということになってございます。この基準額を現行では、第5条第2号のイ下線部、令第6条第4項で定める場合、令第6条第5項第1号に規定する金額、同じ条文の2号のロの下線部、令第6条第5項第2号に規定する金額、同号ハの下線部、令第6条第5項3号に規定する金額と政令により規定しているところではございましたけれども、改正案ではそれを政令を参酌しながら、具体的に条例で規定するというようにしてございます。改正案の欄の第5条1項2号のイで、入居者が身体障害者でありその他のアからウの場合の基準額でございますが、これは21万4千円としてございます。第5条1項2号のロで災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者を入居させる場合の基準額は、21万4千円としてございます。これは、3年経過後は15万8千円となってございます。イとロ以外の場合、当町の入居者のほとんどが、これに該当するというようになりますけれども、基準額を15万8千円としてございます。この基準額につきましては、現行の金額と同額となってございまして、道営住宅、それから日高管内各町の基準額も全てこの金額となっている状況でございます。20ページをお開き願いたいと思います。第6条、入居者の特例については、第5条の規定が、2項にわたることになったことから、その文言の整合と、現行の第6条第2項、括弧書きの同条第2項及び第3号を同条第2号から4号までといたしまして、暴力団員でない者の規定もつけ加えてございます。本条例は、平成24年4月1日から施行することとしてございます。以上、議案第5号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平取町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、21ページをお開き下さい。議案第6号平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案の理由といたしましては、児童福祉法の一部改正により、障害児支援施設の名称を整理等の見直しが行われたことに伴いまして、町条例の一部を改正するものであります。新旧対照表でご説明いたしますので、23ページをお開き下さい。左側が現行で右側が改正案になっておりますが、下線部分の条文を改正するものであります。第3条第1項第2号中でありましたが、ここにつきましては、障害児施設について一元化されたことに伴いまして、改正案では、知的障害児通園施設に通所する者を除くとしてございまして、この部分については削除するものでございます。なお、附則といたしましては、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、24ページをお開き下さい。議案第7号平取町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案の理由といたしましては、先ほど乳幼児でご説明しており

ますが、児童福祉法の一部改正による障害児支援施設の名称等の見直しが行われたことに伴いまして、町条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表でご説明いたしますので、26ページをお開き下さい。左側が現行で、右側が改正案であります。下線部分につきましては、児童福祉法関連の医療給付を受けるものであって、障害児の、害は災害、被害、公害等妨げるものとして用いることから、医療給付費を受ける者に対して、好ましくないということもありまして、改正するものでございます。下線の漢字の「害」を平仮名の「がい」に文言整理をするものでございます。27ページをお開き下さい。第3条第1項第2号中ではありますが、ここにつきましては、障害児施設について一元化されたことに伴いまして、改正案では、知的障害児通園施設に通所する者を除くということで、削除するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平取町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号平取町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

議案第8号平取町立学校設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに改正条文内容についてご説明を申し上げます。29ページをご覧下さい。平取町立学校設置条例の一部改正であります。本条例第2条における別表において、改正事項が生じたことから提案するものであります。本条例第2条においては、町立学校の名称及び位置について、別表にて定めているところであります。平成24年4月1日から貫気別中学校が平取中学校と統合となりますことから、名称の欄において平取町立貫気別中学校、1の欄において、沙流郡平取町貫気別9番地8をそれぞれ削るものであります。附則といたしまして、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。以上、議案第8号平取町立学校設置条例の一部を改正する条例の提案理由等の説明とさせていただきますので、よろしくご審議願います。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号平取町立学校設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課山田主幹。

保健福祉
課山田主
幹

それでは、ご説明を申し上げます。30ページをお開き願います。議案第9号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。なお、別紙で平取町介護保険料率として、改正後の介護保険料率段階を表でお示した資料を配布しておりますので、そちらもご参照いただければと存じます。この度の改正を要する理由であります。介護保険法第117条の規定により、平成24年度から平成26年度までを事業年度とする第5期介護保険事業計画を策定し、この間の第1号被保険者の介護保険料率を定めたことに伴い、本条例の改正をしようとするものであります。次のページをお開き願います。平取町介護保険条例の一部を改正する条例といたしまして、平取町介護保険条例の一部を次のように改正する。改正内容については、32ページの新旧対照条文により説明をいたします。第2条第1項中、平成21年度を平成24年度に、平成23年度を平成26年度に改め、同条同項第2号中、令39条を令38条に改めようとするものであります。さらに附則といたしまして、施行期日として1項、この条例は、平成24年4月1日から施行するとして、次に、経過措置として2項で、改正後の平取町介護保険条例第2条の規定は、平成24年度以降の保険料から適用し、平成23年度以前の保険料については、なお従前の例によるとしています。平成24年度から平成26年度までの保険料率の算定に関する基準の特例として3項で、令附則第14条1項及び第2項に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率が、改正後の第2条の規定に関わらず、2万4840円とするとしております。この規定は、介護保険法施行令第38条第1項の標準的な保険料負担段階の保険料率として、平取町介護保険条例第2条第1項第3号で2万7千円としている保険料を、この区分の中で細分化し、2万4840円に減額する規定を設けるものです。具体的には、従来、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方をこの保険料負担段階、いわゆる第3段階とし

ていましたが、第5期事業計画中においては、これを課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方とし、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の方については、特例段階として2万4840円と規定するものです。次に、4項、令附則第15条第1項及び第2項に規定する、第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率が改正後の第2条の規定に関わらず、3万1680円とするとして、前項と同様に、平成24年度から平成26年度までの特例として、いわゆる第4段階では、保険料軽減段階を設けようとするものです。具体的には、平取町介護保険条例第2条第1項第4項で3万6千円と規定している保険料をこの区分の中で細分化し、その額を3万1680円に減額規定するものです。第4段階は、従来、世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方を対象として規定されていますが、これに課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方という条件を加え、該当する方には、3万1680円の特例段階が適用されます。以上が本議案の内容であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第9号平取町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第10号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは、33ページの議案第10号についてご説明申し上げます。説明の前に、語句のですね、訂正をお願いしたいと思います。地方自治法第244条の2第6項の規程の程の字が、定めるというふうにご修正願います。それから、下から3行目の、第5条の規程の程もですね、定めるという漢字にご訂正を願いたいと思います。それでは、議案第10号について、ご説明申し上げます。公の施設に係る指定管理者の指定についてということでございます。先ほど可決いただきました、第5号の条例の制定を基本に、上程をさせていただけると、いう議案でございます。地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づきまして、平取町公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の議決を得るものでございます。管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、

名称は、平取町豊糠体験宿泊施設「とよぬか山荘」（旧豊糠小中学校）でございまして、施設の所在地は、沙流郡平取町字豊糠24番地3としてございます。指定管理者となる団体の名称は、豊糠自治会。管理を行わせる期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日の3か年としてございます。選定の理由でございしますが、指定管理者選定委員会で評価を行い、公募によらない方法を取る理由として、評価したことによるものでございまして、平取町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例、第5条の規定によりまして、当該地域住民の団体が自ら地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとしてございます。平取ダムの建設により、疲弊が懸念される豊糠地区の活性化策として、廃校を利用して地域の振興を図れないかと地域住民が中心となって協議を重ねた結果、平成22年度から、幌尻岳の登山客を対象にした、宿泊施設を試験的に「とよぬか山荘」という形でオープンをしてございます。住民主体の試行錯誤の運営の結果、また施設の改修により、一定程度の集客ができるといった手ごたえと、また地域として、その運営に関するノウハウの蓄積もできたとの判断により、豊糠自治会を指定管理者として、さらなる事業効果を期待するものでございます。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議等よろしくお願いたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第11号北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約に係ります提案理由及び変更内容についてご説明申し上げます。提案理由といたしましては、上砂川町の砂川地区消防組合の加入により、消防組合の共同処理をする事務につきまして、砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体議会における議決を求めるものであります。変更する規約内容についてご説明申し上げますので、次のページをお開き願いたいと思います。本組合同規約の一部を次のように変更するものであります。別表2の1から7の項中、上砂川町を削るも

のであります。この別表2につきましては、共同処理する事務及び団体を定めているものでございます。附則といたしまして、この規約につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第11号についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議のほどお願いいたしたいと思いません。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、36ページをお開き願いたいと思います。議案第12号町道の認定につきましてご説明申し上げます。町道に認定しようとする路線につきましては、路線番号を184番、荷菜三浦分譲線でございます。見取り図でご説明いたしますので、37ページをお開き願いたいと思います。路線は、荷菜三浦分譲線、起点につきましては、字荷菜57番地80、終点につきましては、字荷菜57番地3でございます。総延長につきましては140.50メートルでございます。道道との重複部分が、13メートルでございますので、実延長は127.50メートルでございます。幅員は、6.0メートルでございます。三浦分譲地は、13区画分譲されておりまして、現在12戸住宅が建設されております。地域住民の生活道路として必要なことから、新たに認定しようとするものでございます。なお、認定されれば、地権者から道路用地につきましては、寄附すると確約がとれておりますので、平取町町道認定基準に合致するものでございます。以上、町道認定につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、議案第12号町道の認定については原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時00分)

議長

それでは、再開いたします。

日程第17、議案第13号平成23年度平取町一般会計補正予算、第11号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

議案第13号、平成23年度平取町一般会計補正予算、第11号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、3199万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を55億3945万円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、債務負担行為の補正は、第2表、債務負担行為補正によることとしてございます。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、43ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、1節報酬で150万円の追加でございます。これは、学校給食調理員の定年退職、自己都合退職による2名の方の退職一時金について、追加補正するものでございます。平成8年度から23年度まで、16年間の任用期間に対する一時金となっております。4節共済費670万円の追加でございます。これは、市町村共済公的負担率の改正に伴いまして、追加負担が生じることによる追加となっております。負担率の改正は、特別職の給与、賞与分が1000分の29から1000分の38.5に、一般職給与分が1000分の36.25から1000分の48.125、賞与分が1000分の29から、1000分の38.5に引き上げられるものでございます。23年4月に遡及して負担することとなっております。続きまして、3款1項2目老人福祉費、250万8千円の追加でございます。内訳は、19節負担金補助及び交付金は、デイサービスセンター運営費補助金で320万円の追加となっております。びらとりデイサービスセンター、通所介護事業所の、運営費補助金については、前年度実績をもとに、当初予算計上してございますが、今年度中の利用者の減少等により、予算不足が生じることとなったため、補助金の増額をするものでございます。利用者数が23年度実績見込みで延べ6112名、22年度実績で6532人と比べまして、420名程度が減少しているといった状況になっております。居宅介護収入をはじ

めとして、経常経費収入で予算に対しまして、536万円の不足を生じる見込みとなっておりますが、事務費等の支出においても216万円の節減を図ってはいるものの予算が不足する事態となりまして、事業運営に支障をきたすということになるための、追加助成となっております。28節の繰出金、69万2千円の減額補正でございます。これは、介護報酬改定等に伴いまして、実施する市町村が行う管理システム改修事業が補助対象になったことによる、介護特別会計への繰出金の減額、192万4千円。それと、居宅介護サービス及び施設介護サービスの受給が増加したことによる、給付費の不足が見込まれることとなったため、介護特別会計予算の増額による繰出金の増、約125万円となっております。この差額分69万2千円を減額する内容となっております。次のページをお開き願います。4款2項2目小規模給水施設管理費の支出に係る、節の増減補正となっております。これは川向営農用水施設管理費用のための科目となっておりますけれども、決算見込みで需用費、消耗品30万円。修繕料を63万9千円、合わせて93万9千円の余剰金が生じる見込みとなったことから、それを基金に積み立てるための補正となっております。この積み立てによりまして、23年度末、基金に残額は、2863万円程度になる見込みでございます。6款1項3目地場産業振興費、19節負担金補助及び交付金、22万4千円の追加補正でございます。これは、地場産業振興対策補助金交付及び融資に関する要綱にのっとりまして、地場産業の振興及び地域の活性化を推進すること目的とすると認められ、特産品の消費拡大のための設備投資等に関し融資を受けた資金の利子に関しましては、5%以内での利子補給するという内容になってございます。今回対象となる事業者の融資額、金額は1200万円、利率は2.65%、31年度までの利子補給となりまして、債務負担行為の額としては99万円となりまして、23年度分の利子補給金、22万4千円を追加するのでございます。45ページをお開き願います。9款3項中学校費1目学校管理費、11節需用費、消耗品費66万3000円の追加でございます。これは、貫気別中学校と平取中学校の統合に伴いまして、貫気別中学校から通学する生徒は新たな制服を用意しなければならず、保護者の二重の負担を軽減することを目的に、新2年、3年生を対象に制服等を支給するための費用となっております。支給対象は、男子生徒3名、女子生徒7名の10名で、制服1組、ジャージ上下2着をそれぞれ支給することとしてございます。12款2項1目国民健康保険病院特別会計繰出金、1900万円の追加でございます。これは、一般会計からの繰り出し基準に照らしまして、医師確保対策経費分、1139万8千円。共済組合追加費用負担経費、301万円。病院運営対策459万2千円について、一般会計からの繰り出しを行うものとなっております。次のページでございますが、12款3項7目平取町ふるさと応援基金積立金、25節積立金、140万3千円の追加でございます。平取町ふるさと寄附条例により、ご寄附をいただきました寄附金を積み立てをするものでございまして、本年度の寄附件数は66件となっております。本積み

立てにより23年度末のふるさと応援基金の残高は、817万4932円になる見込みでございます。歳出は、以上でございます。次に、歳入をご説明いたしますので、42ページをお開き願います。10款1項1目1節地方交付税で、3059万5千円の追加となっております。今回補正のための一般財源は、普通交付税を充当してございます。続いて、17款1項1目1節寄附金で140万3千円は、ふるさと寄附金条例による寄附金となっております。次に、債務負担行為補正でございます。40ページをお開き下さい。地場産業振興融資対策事業の利子補給分となっております。期間を平成23年度から31年度。限度額は、99万円となっております。以上、議案第13号、一般会計補正予算、第11号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。10番千葉議員。

10番 千葉議員 10番千葉です。43ページ、3款1項2目19節のデイサービスセンターの運営費補助金についてお伺いしておきたいと思ひます。このことは、単に赤字が536万という形で報告されているんですけども、実質、事務費等の余剰金が出て216万、穴埋めして、今回320万補正ということでありまして、今後の高齢者福祉の計画にもやっぱり大事なこのデイサービスは要因になってくるのかなというふうに捉えていますので、この補助金に対してですね、扱いがどうの、こうのということは私は言いませんけども、こういった形で長年引っ張っていかなくちゃいけないのか、あるいはその何かその、このデイサービスに対してですね、改善策というんですか、そういったものが話し合われてきているのか、その辺の情報について、お伺いしておきたいと思ひます。

議長 副町長。

副町長 それでは、お答えをしたいと思います。特にですね、デイサービスの関係につきましては、平成24年度の予算計上をしてないと、施設整備に関して予算計上してないということにつきましては、関係常任委員会の中でお話をしているところでございますけれども、その要因の一つとしてですね、いわゆる施設の運営費については、このままの形で推移をすると、例年800万近い補填を町がしていかなければならないというような状況になってまいります。そういうことから、今後その施設運営の中身についてこれから、施設運営者と十分運営協議をしてですね、その内容について、詰めていきたいということで考えております。特にですね、説明の中にもありましたとおり、デイサービスの利用者が減少しているというのが1点、減少に伴って当然ですね、介護料、介護収入が減少しているということになっております。その減少がですね、いわゆる施設運営の経費削減に努めてるわけですけれども、それに追いついていかないと

というような状況になっておりますので、何をどう詰めていかなければならないのかっていうのをこれから十分ですね、関係機関と調整をして進めていきたいというふうに思っております。特に利用者の減少している要因が何なのか、これらについてですね、十分検証して、改善をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長

10番千葉議員。

10番
千葉議員

今、副町長の方からご答弁いただきましたけども、私もデイサービスに関しましては、いわゆる民間が行なって、デイサービスの中身の、それから平取福祉会のような公的な機関がバックアップしてる部分と、デイサービスに対する捉え方が高齢者それぞれ違って来るんだなと思ってますので、今後のためにぜひデイサービスを、先ほどの説明だと420名の減少ということなんですけども、利用者が増えていく方法を、じっくりとひぎを交えて、あるいは必要とあれば、そういった施設を視察もしながら予算に、こういった補正予算組まなくてもいいような方法でいけるような形で、ぜひとも、今後の大きな検討課題としていただけないでしょうか。

副町長

副町長。

副町長

只今、千葉議員が、おっしゃるとおりだというふうに思っております。本当に何が、利用者減の要因なのかというのは、きっちりですね、施設運営者とですね、協議をして、改善できるものについては、十分改善をしていきたいというふうに思っております。平成22年で約6500人の利用者があったわけなんですけども、約400人程度、23年度については、減少している。この430人の減少がですね、どういう原因なのかっていうのは、きっちりですね、検証しながら改善策を講じていきたいというふうに思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

他、ございますか。5番平村議員。

5番
平村議員

今の関連なんですけれども、デイサービスの入居している方が、420名、今年度は減ったということで、減って本当に健康な人が増えたのであれば、それはいいことなんですけれども、実際に色々調査したところによりますと、平取の町民でも、富川とか門別の方に、日高町の方に行ってる方が何人かいらっしゃいますし、あとその、入りたくても、要支援2で今度、法の改正になって3回行ってた人が2回しか行かれないとかが切られたりもしてたんですよ。ですからそういう色んな部分で減ったとは思ひますけれども、やはりもうちょっとそういう町の方で、そういう把握をしながらどうして減ったのか、

その辺を分析はしているのでしょうか。

議長

副町長。

副町長

それでは、お答えをいたします。只今の平村議員のご質問にあったとおり、認定者の数というのは、減少はしておりません。横ばいということで行ってますんで、認定者は減っていないのに利用者が減っているということについては、やっぱり何らかの問題があるということなんですけども、具体的にどういう問題があるのかということについては、今のところまだ詳しく調査はしておりません。ですので、先ほど申しましたとおり、その要因についてですね、これから十分検討しながらですね、整理をしていきたいというふうに思っておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

他、ございますか。なければ、質疑を終了します。

次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、議案第13号平成23年度平取町一般会計補正予算第11号は原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第14号平成23年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第14号についてご説明いたしますので、48ページをお開き下さい。議案第14号平成23年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。第1条におきまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ2258万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2318万3千円にしようとするものであります。それでは、歳出の方からご説明申し上げますので、52ページをお開き下さい。3歳出、11款1項2目償還金で、2210万8千円を追加補正しようとするものでございます。23節償還金利子及び割引料で、2210万8千円を追加補正するものであります。補正の理由といたしましては、平成22年度、療養給付費の実績精査に伴い、療養給付費負担金返還金が生じたため補正するものでございます。なお、財源につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付をする、療養給付費交付金で賄うものでございます。下段をご覧ください。3項1目直営診療施設勘定繰出金で、47万5千円を追加補正しようとするものでございます。28節繰出金で47万5千円を追加補正するものであります。補正の理由といたしましては、夜間休日の救急患者受入体制を確保するために、救急臨時的医師派遣事業による、

外部医師に協力を求め、医療に要した実績精算が確定したため、平取町国民健康保険病院特別会計繰出金に必要が生じたため補正するものでございます。なお、財源につきましては、国庫交付金で賄うものでございます。続きまして、51ページをお開き下さい。2歳入、3款2項1目財政調整交付金で、1節財政調整交付金で47万5千円を追加補正するものでございますが、内容につきましては、歳出でご説明のとおり、国庫交付金を見込んでおります。下段をご覧下さい。4款1項1目療養給付費交付金で、1節現年度分で、退職者医療交付金2210万8千円を追加補正するものであります。内容につきましては、歳出でご説明のとおり、社会保険診療報酬支払基金交付金を見込んでおります。以上で、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、議案第14号平成23年度平取町国民健康保険特別会計補正予算、第1号は原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第15号、平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課山田主幹。

保健福祉
課山田主
幹

それでは、議案書の53ページをお開き願います。議案第15号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第3号についてご説明いたします。この度の補正の主な内容は、今年度の各介護サービス等の実施状況による決算見込みにより、現計予算との差が生じたものについて増額をしようとするものでございます。歳入歳出の予算の補正としましては、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8062万1千円としようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げます。60ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費として財源の内訳で、一般財源を194万2千円減額し、同額を特定財源で増額しております。これは介護報酬改正に伴うシステム改修と住民基本台帳法改正に伴うシステム改修の事業について、国庫補助金であります、介護保険事業費補助金で、その2分の1が補助対象になったことによるものです。次に、2款1項介護サービ

ス等諸費において、それぞれ決算見込みによる所要額の精査を行い、1目居宅介護給付費用を600万円の増額。61ページ、2目施設介護サービス給付費で400万円の増額。介護サービス等諸費合計で1千万円の増額としています。次に、歳入についてご説明を申し上げます。56ページをお開き願います。3款1項1目介護保険給付費国庫補助金は、現年度介護給付費負担金として26万3千の増額です。3款2項1目調整交付金は、介護給付費再生調整交付金として63万4千円の増額です。57ページ、3款2項4目介護保険事業費補助金は、歳出で説明いたしました、法改正に伴うシステム改修に対する補助金で194万2千円の増額となり、国庫補助金合計で257万6千円の増額です。4款1項1目介護給付費交付金では、現年度分、介護給付費交付金として69万3千円の増額です。58ページをお開き願います。5款1項1目介護給付費道負担金では、現年度分、介護給付費道負担金として71万4千円の減額です。7款1項1目介護給付費繰入金では、125万円の増額です。59ページ、7款1項4目その他一般会計繰入金では、事務費繰入金が194万2千円の減額であります。法改正に伴うシステム改修に対する介護保険事業費補助金の交付により、国庫補助金へ財源が移行したもので、一般会計繰入金合計は69万2千円の減額です。次に、8款1項1目繰越金では、前年度繰越金として787万4千円の増額です。なお、繰入金の歳入の補正額は、決算見込みにより精査した所要額を、それぞれの科目に定められた負担割合に応じ算出していますのでよろしくお願います。以上が補正予算についての内容です。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第19、議案第15号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第20、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。62ページをお開き願います。第1条といたしまして、平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第2号は、次の定めによるところでございます。第2条といたしまして、平成2

3年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。初めに、収入、第1款病院事業収益、既定予定額8億1948万8千円について、補正予定額660万円を増額し、計8億2608万8千円とし、第1項医業収益の補正予定額は、1287万5千円の減額となっております。第2項医業外収益の補正予定額は、1947万5千円を増額となっております。次に、支出、第1款病院事業費用、既定予定額8億1948万8千円について、補正予定額660万円を増額し、計8億2608万8千円とし、第1項医業費用、補正予定額につきましても660万円を増額となっております。次のページをお開き願います。平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算の実施計画変更でございます。収益的収入及び支出の補正予定額は、記載のとおりでございますので、詳細は次のページからの説明書によりご説明いたしますので、省略をさせていただきます。それでは、支出からご説明させていただきますので、65ページをお開き下さい。収益的支出の第1款1項2目材料費でございます。補正予定額は400万円で、2節の診療材料を400万円増額するものでございます。今年度は、昨年度と比較し診療収入が増収となっております。検査なども含めた診療材料の費用が増加したため補正させていただくものでございます。次に、3目の経費でございます。補正額は260万円でございます。8節燃料費につきましても、今期の冬季間の気温の低下によりまして、重油等の使用量の増加と燃料単価の高騰によりまして、200万円を増額するものでございます。14節建物修繕費につきましても、浄化槽の修繕費といたしまして、60万円を増額するものでございます。次に、収入についてご説明させていただきますので、64ページをお開き願います。収入ですが、第1款1項3目その他医業収益として、1287万5千円を減額するものでございます。この減額は、次にご説明させていただく医業外収益予算の増額に対する予算収支額の調整額となります。次に、2項2目他会計負担金でございます。補正額は、1947万5千円を増額するもので、1節一般会計負担金は、医師確保対策に要する経費などの繰入分として、1900万円の追加繰り入れを見込んでおります。2節国民健康保険病院特別会計補助金は、国民健康保険特別調整交付金の救急患者受入体制支援事業としての補助金の実績の増加により、47万5千円を追加するものでございます。収入補正合計が660万円、支出補正額も660万円となり、収益的収支の補正額は、収入支出とも同額となっております。以上、補正予算第2号についてご説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、議案第16号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計、補正予算第2号は原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午後1時00分)

議長

再開します。

日程第21、平成24年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。先ず、町政執行方針の説明を求めます。川上町長。

町長

平成24年町政執行方針について説明した。

議長

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

平成24年度教育行政執行方針について説明した。

議長

平成24年度町政及び教育行政執行方針の説明を終了します。以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会といたします。

(散会 午後2時20分)